

平成二十六年六月二十七日受領  
答弁 第一七三号

内閣衆質一八六第二七三号

平成二十六年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員辻元清美君提出吉田昌郎・元福島第一原子力発電所所長に対して行われたヒアリング記録に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員辻元清美君提出吉田昌郎・元福島第一原子力発電所所長に対して行われたヒアリング記録  
に関する質問に対する答弁書

一について

吉田昌郎氏は、平成二十三年三月十一日時点において、東京電力株式会社の社員であり、東京電力株式会社福島第一原子力発電所長であったものと承知している。また、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会（以下「政府事故調査委員会」という。）は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における事故の原因及び当該事故による被害の原因を究明するための調査・検証を行うため、同氏からヒアリングを行ったものと承知しており、同氏については、政府事故調査委員会が平成二十四年七月二十三日に取りまとめた最終報告書において、「福島第一原発における現場対応の責任者」とされている。

二から四までについて

お尋ねの意味するところが必ずしも明らかではないが、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会から政府事故調査委員会に対し、吉田昌郎氏からのヒアリング結果の提出について依頼がなされた際、同氏が

ら、記憶の混同等による事実誤認が含まれる可能性があるため、内容の全てがあたかも事実であったとの誤解を招くこと等が危惧され、第三者に向けて公表されることは望まない旨の意思が明確に示されていたこと等から、当該ヒアリング結果は公開しないこととしているものである。